

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表栄養指導室の項及び母子指導室の項中「250円」を「150円」に改め、同表調理実習室の項中「250円」を「240円」に改め、同表備考1中「使用時間に1時間未満の端数を生じたときは」を「使用時間が1時間に満たないときは」に、「を含むものとする」を「は、使用時間に含めるものとする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

霧島市霧島保健福祉センターの使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。